**平成２４年（フ）第１４７９９号**
東京都板橋区前野町６丁目24―４―404
債務者　大友雅紀子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５１１２号**
東京都目黒区上目黒３丁目21―23―101
債務者　比嘉　英昭
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６４８号**
川崎市中原区田尻町29番地１　ライオンズプラザ平間駅前1207
債務者　岡地　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第４３１号**
東京都府中市若松町２丁目27―15　コーポ東府中
債務者　畑中　信也
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４４３号**
東京都中央区晴海１丁目８―７―1404
債務者　宮川さより
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４９３号**
東京都荒川区南千住８丁目12―５―909
佐々木方
債務者　土屋千代子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５０４号**
東京都文京区本郷４丁目36―４
債務者　今永芙實詠
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５０５号**
東京都小金井市本町２丁目17―26―201
債務者　田中　　満
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５０７号**
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町77―１　宮山第２コーポラス304号
債務者　中崎　絹子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５１１号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2568
債務者　三浦　栄一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５１２号**
東京都足立区大谷田５丁目８―７―301
債務者　室田　久子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５１９号**
東京都大田区北糀谷１丁目８―５　渡部方
債務者　志村あきゑ
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５２２号**
東京都大田区大森西４丁目２―１　エンゼルハイム大森第５―105
債務者　八木　豊隆
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５２８号**
東京都世田谷区太子堂１丁目12―34―404
債務者　小笠原笑子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５２９号**
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金898―５―306
債務者　荒井　英一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５３０号**
神奈川県鎌倉市今泉台４丁目20―16
債務者　長谷川道子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部